

IV

資料編

1 総合計画の変遷

関市では、1973年（昭和48年）に第1次総合計画を策定し、その後4度の改訂を重ねて、それぞれの時代においてめざすべき将来都市像を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第1次 「明るく住みよい産業文化都市」 1973年度(S48)～1985年度(S60)

都市目標

- ①中濃地域の中核都市
- ②美しい自然と、明るく住みよい都市
- ③教育文化都市
- ④産業近代化都市

国土利用計画、道路網の整備、土地区画整理、大型工業団地の造成、下水道の整備、文化会館の建設などの都市基盤の形成を図りました。

第2次 「明るく住みよい産業文化都市」 1986年度(S61)～1995年度(H7)

都市目標

- ①自然を生かしたうるおいのあるまち
- ②快適な暮らしのできる美しいまち
- ③活力と豊かさのある産業のまち
- ④心のふれあう市民福祉のまち
- ⑤創造性豊かな市民文化のまち

第1次総合計画の将来都市像を受け継ぎながら、本市の自然環境を生かし、伝統的な産業や文化財保護や文化活動の助長により、圏域における産業・経済・文化の中核都市機能の発展に努めました。

第3次 「心豊かで活力ある“交流文化都市”の創造」

1996年度(H8)～2005年度(H17)

都市目標

- ①快適都市づくり
- ②産業都市づくり
- ③安心都市づくり
- ④人間都市づくり
- ⑤交流都市づくり

自然と都市との調和を図る都市基盤の整備、産業拠点の形成と既存産業の高度化、高齢化社会に対応した医療・保健・福祉の充実、乳幼児教育から社会教育までの体系的な学習環境の整備、社会参加や国内外の人との幅広い交流を進めました。

第4次 「改革と協働で築く自立のまち 水と緑の交流文化都市」

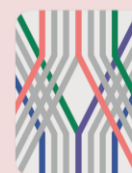
～ときめき・きらめき・いきいき・せきし～ 2008年度(H20)～2017年度(H29)

5つの政策

- ①みんなで手を取りあい、いきいき暮らせるまち
- ②行きかい、ふれあい、つながりが生まれるまち
- ③伝統のわざと新しい技術が織りなす力強い産業のまち
- ④人と地球が共生できる安全・安心で快適なまち
- ⑤郷土を誇りに思い、豊かな心と志を持つ市民が育つまち
- ⑥改革と協働 行政目線から市民目線、管理から経営への転換

2005年2月の市町村合併後の最初の総合計画として、市民との協働によるまちづくりと住民参画による施策の推進を図り、新たな自治の形成による自立と改革に努めました。また、施策の成果指標に市民実感指標を設定し、「日本一しあわせなまち・関市」を目指しました。

「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、
未来を切り拓く「協働」のまち
～# Smart SEKlism～



「産業」、「学び」、「文化」は全世代に影響があります。



<p>「産業」</p>	<p>・生産活動、労働力の中心 ・消費の促進</p>	<p>・未来の担い手</p>	<p>・技術、経験を伝える ・新たな市場</p>
<p>「学び」</p>	<p>・自分磨き ・キャリアアップ</p>	<p>・将来への夢 ・郷土への誇り ・生き抜く力をつける</p>	<p>・生涯現役</p>
<p>「文化」</p>	<p>・文化の継承者 ・文化の保護とさらなる発展</p>	<p>・自分の育ったまちを知る ・新たな文化の創造</p>	<p>・生きがい、人生のうおい ・受け継いできたものを後世へ伝える</p>



まちづくりの視点

①「人」を豊かに

… 市民一人ひとりに寄り添い、安心して住み続けられるまちを創るとともに、誰もがいきいきと生涯を通じて活躍できる「豊か」な人を育むまちをつくります。

②「まち」を豊かに

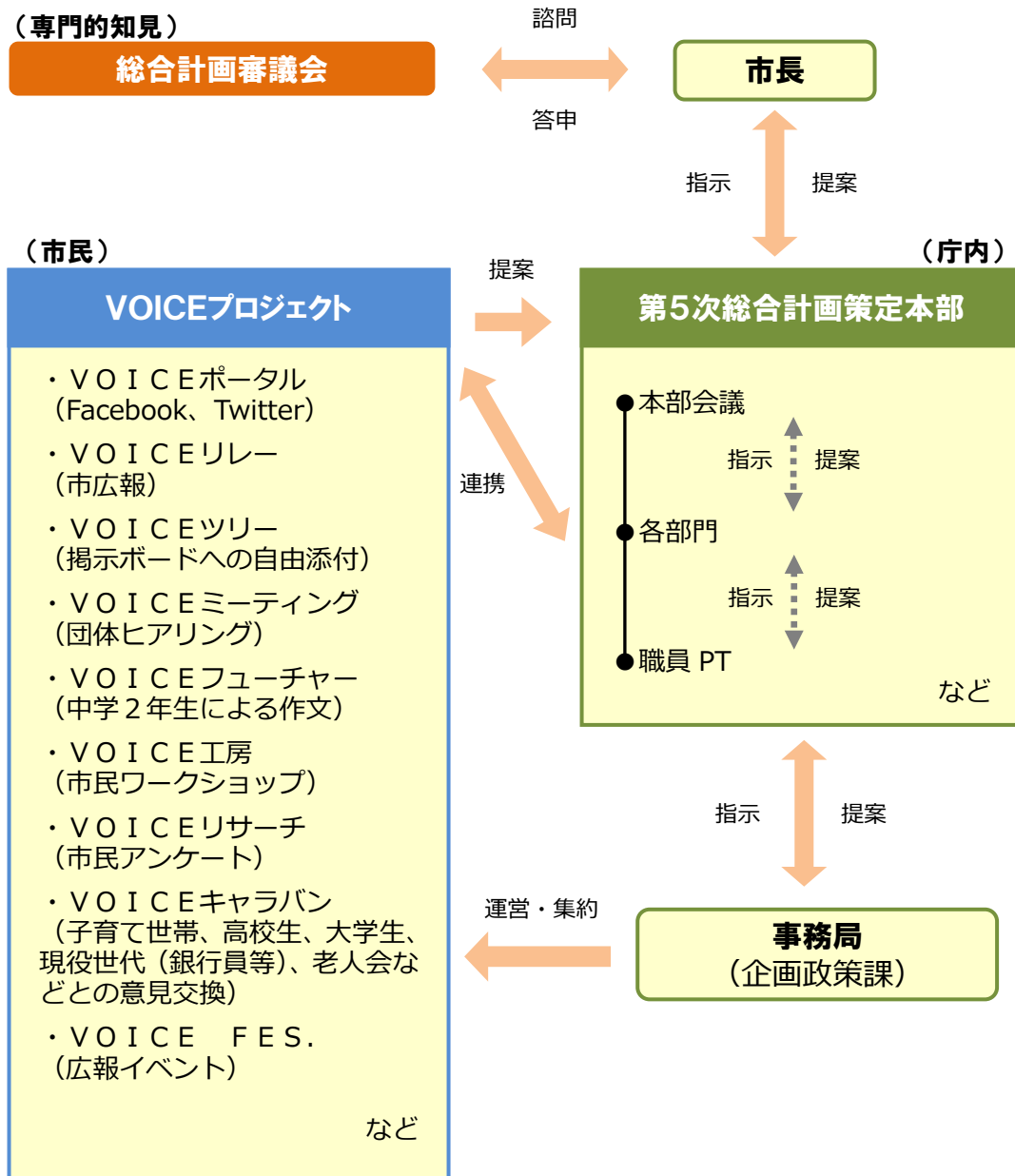
… まちの特性を生かした交流や活力を創出する取組、地域経済を循環させる取組により、活気にあふれた魅力ある「まち」をつくります。

③「暮らし」を豊かに

… 環境と調和した安全な市民生活を確保し、生活基盤の整った利便性の高い住環境を整備することにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して「暮らし」続けることのできるまちをつくります。

2 総合計画の策定体制

第5次総合計画の策定にあたっては、総合計画審議会による専門的知見、「VOICEプロジェクト」による多様な市民意見及び第5次総合計画策定本部による庁内意見の3つの視点で策定しました。



3 関市総合計画審議会（諮問機関）

（1）関市総合計画審議会設置条例

昭和 42 年関市条例第 29 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、関市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 市長の諮問に応じて、市の総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 農業委員会、教育委員会等の委員

（2） 公共的団体等の役員

（3） 学識経験を有する者

（4） 前 3 号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

（1） 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（2） 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

（3） 委員としてふさわしくない非行があったとき。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会の設置）

第 7 条 会長は、市長と協議のうえ審議会に専門の事項を調査、審議するため、必要に応じ部会を設置することができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、市長の定める機関において行う。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

(2) 関市総合計画審議会委員

委嘱期間（平成27年7月1日～平成29年6月30日）

区分	氏名	選出団体等
1号委員	大澤慶一	農業委員会
	田中彰	教育委員会
2号委員	岩井憲司	自治会連合会
	澤井基光	社会福祉協議会
	塚原佳人	消防団
	石丸継治	老人クラブ連合会
	栗倉元臣	関商工会議所
	鈴木良春	岐阜県関刃物産業連合会
	杉山道夫	青少年健全育成協議会
	山田和正	関青年会議所
	安田美紀子（副会長）	地域女性の会連合会
	武藤記子	ほらど未来まちづくり委員会
	長屋久直	板取ふれあいのまちづくり推進委員会
	古田明	武芸川まちづくり委員会
	馬淵美智子	NPO法人 日本平成村
	小森恵子	社会福祉協議会上之保支部
3号委員	田村弘司（会長）	中部学院大学
	山岡一清	岐阜医療科学大学
4号委員	高井澄恵	公募
	波多野文香	公募

委嘱期間（平成29年7月1日～平成30年3月31日）

区分	氏名	選出団体等
1号委員	杉山徳成	農業委員会
	田中彰	教育委員会
2号委員	岩井憲司	自治会連合会
	澤井基光	社会福祉協議会
	塚原佳人	消防団
	石丸継治	老人クラブ連合会
	栗倉元臣	関商工会議所
	鈴木良春	岐阜県関刃物産業連合会
	杉山道夫	青少年健全育成協議会
	加藤正文実	関青年会議所
	安田美紀子（副会長）	地域女性の会連合会
	武藤記子	ほらど未来まちづくり委員会
	長屋久直	板取ふれあいのまちづくり推進委員会
	古田明	武芸川まちづくり委員会
	馬淵美智子	NPO法人 日本平成村
	小森恵子	社会福祉協議会上之保支部
3号委員	田村弘司（会長）	中部学院大学
	山岡一清	岐阜医療科学大学
4号委員	高井澄恵	公募
	波多野文香	公募

(3) 諮問書

企 第 40 号

平成 28 年 7 月 22 日

関市総合計画審議会

会長 田村弘司 様

関市長 尾関健治

関市第5次総合計画の基本構想及び基本計画について（諮問）

人口減少と少子高齢化が進む関市にあつて、地域活力を創出することが重要な時代となりました。また、女性や若者をはじめ多様な主体が活躍できる魅力的な「協働のまち」を創り、市外からも人を呼び込むことが必要だと考えています。さらに、増加する高齢者の一人暮らし、地場産業の振興、子どもの貧困など、様々な課題にも直面しております。

そこで、この複雑化する自治体環境の中で、市民が共感できる「関市第5次総合計画」を策定するために、貴審議会の意見を賜りたく、関市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

関市が戦略的に進めるべき政策や将来の都市像を明確にした「基本構想」並びに総合的かつ計画的に行政運営を行うための施策方針を示した「基本計画」について、市政の課題を着実に解決し、持続可能な自治体を構築する観点から、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申書（基本構想）

総計第 1 号

平成 29 年 5 月 15 日

関市長 尾 関 健 治 様

関市総合計画審議会

会長 田 村 弘 司

関市第 5 次総合計画基本構想の策定について（答申）

平成 28 年 7 月 22 日付け企第 40 号により諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において、慎重に審議を行った結果、提案された基本構想案の内容を適当と認めたので答申します。

なお、審議会において、下記のとおり意見が提案されましたので付記し、基本計画等において具体的な取組を検討するよう提案します。

記

1 将来都市像の周知について

将来都市像は、市民や行政がまちづくりを進めていく上での指針として最も重要なものです。将来都市像を実現するには、市民と行政がその理念を共有し、協働することが欠かせません。市民に将来都市像を丁寧の説明し、周知を図ってください。

2 目標人口の達成と人口増加施策について

第 5 次総合計画のキーワードは「人口増加」です。今後、本市の人口は大きく減少すると予測される中で、2027 年（H39 年度）の目標人口（85,000 人）を達成するために、子育て世代の定住促進策だけでは不十分と考えられます。基本計画において、人口増加に寄与する具体的な施策や取組を明記し、積極的に推進されるよう提案します。

3 人と人がつながる支え合いの地域づくりについて

少子高齢化の時代において、まちづくりに重要な視点は、「支え、支えられる」という人のつながりをつくることです。今後、人と人をつなぎ、地域で人を支え合う取組や地域活動を支える人づくりを推進されるよう提案します。

4 若者の参加によるまちづくりの推進について

本市にある高校や大学、専門学校の学生などの若い世代が活躍できる場をつくることが重要です。高校生や大学生などの若い世代がまちづくりに参加することは、郷土愛の醸成につながるとともに、市外から通学する学生が、本市に定住し就職することにもつながります。ビジネス支援やまちづくり活動に対する支援など、若者の発想を生かし、若者が活躍し、若者に支持される施策を講ずるよう提案します。

5 学生が定住するための就職等に関する情報発信について

学生は、学生生活を送った地域で、そのまま定住し働き始めることがあります。これから社会に出る学生に対して、企業、医療機関等と連携し、本市で働くことに関する情報を積極的に提供し、一人でも多くの学生が本市に定住することを目指すよう提案します。

6 世帯を呼び込むための取組と企業誘致について

人口増加を目指すために、世帯（家族）をターゲットとした移住定住の取組が重要です。今後、本市へ世帯（家族）を呼び込むために、住みやすい環境、子育て施策の充実、働く場があることの3点を充実するよう要望します。また、優良な雇用の場を確保することが課題となりますので、企業誘致を積極的に展開するよう提案します。

7 名古屋圏を視野に入れた交通アクセスや住環境の向上について

名古屋圏への通勤や通学を容易にすることで、名古屋圏で働く人から居住地として選ばれ、本市の労働力が増加し、企業からも選ばれることにつながります。名古屋圏を視野に入れた通勤、通学、交通アクセス、居住環境等の利便性を向上するよう提案します。

8 過疎地域の暮らしの安定について

合併した旧町村地域の少子高齢化は著しく、地域の将来や暮らしに不安を感じる住民がいます。住み慣れた地域にいつまでも暮らしていけるよう過疎地域の暮らしを守る取組を継続して行うことを提案します。

9 女性の定住と婚活事業について

若い女性が大都市に集まり地元に残らないことは大きな課題です。また、本市の男性の未婚率は年々上昇しており、結婚適齢期における婚活事業が、今後大切になってきます。若い女性が本市に留まれるように、女性が職業生活や地域でいきいきと活躍するまちをつくとともに、結婚を応援する施策を講ずるよう提案します。

10 縦割りの行政組織と政策間連携について

行政は組織が縦割りであるため、課題に対する取組や視点が偏りがちになります。今後、部局を超えた取組を活発化するとともに、政策間の連携をとった事業展開をするよう要望します。

(5) 答申書（基本計画）

総計第 2 号

平成 30 年 1 月 19 日

関市長 尾 関 健 治 様

関市総合計画審議会

会長 田 村 弘 司

関市第 5 次総合計画基本計画の策定について（答申）

平成 28 年 7 月 22 日付け企第 40 号により諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において、慎重に審議を行った結果、提案された基本計画の内容を適当と認めたので答申します。

なお、審議会において、下記のとおり意見が提案されましたので付記し、施策を推進する上で参考とされますよう提案します。

記

1 施策の効果を高める社会指標の導入

施策の成果を測るうえで、市民の満足度や成果指標に併せて、出生率や女性の就職率など、施策に関連する社会指標を比較することが、成果をよりの確に把握でき、施策の効果を高めることにつながります。

2 地域共生社会を築く人と人とのつながり

人口減少や高齢化に伴い、団体や自治組織の担い手が不足し、活動の維持が困難になっています。これら地域コミュニティ活動の縮小は、人と人とのつながりを縮小させます。誰もが安心して暮らすことのできる地域を創るために、団体、自治組織及び地域の人が、相互につながり、共に支え合いながら活動することが重要です。

3 地域医療・福祉の担い手の育成

本市や本市の周辺には、医療や福祉を専攻する学生が多くいます。これら学生には、地域医療や福祉に興味のある人も多くいるため、市の医療施設や福祉施設において、学生を対象とした、医師、看護師、福祉に携わる人との交流や、現場を体験する機会を提供することは、将来の地域医療・福祉の担い手の育成につながります。

4 名古屋圏へのアクセス向上と市内観光スポットを巡回する公共交通

長良川鉄道の新鵜沼駅への乗り入れは、名古屋圏へのアクセスを向上し、本市の定住人口増加が期待できるとともに、観光客の増加による経済効果が期待できます。

また、関市を訪れる人が、市内の観光スポットを巡ることのできる公共交通を整備することは、交流人口の拡大につながります。

5 結婚支援の充実

未婚率の上昇は、将来の関市を担う世代の減少につながるため、結婚に対する支援策をこれまで以上に充実させる必要があります。特に本市の男性の生涯未婚率は約2割に達していることから、男性に対する支援策が重要であるとともに、結婚の相談や支援に抵抗感を抱く人もいますので、気軽に参加できる結婚イベント等の取組が求められています。

6 若者の活躍促進と定住促進

中学生までは、ボランティアへの参加やふるさと教育などにより、地域に関わる機会が多くありますが、中学校を卒業するとこれらの機会が少なくなってしまうとされています。地域などにおいて、高校生や大学生などの若者が活躍できる機会や活動を発表できる機会をつくるのが大切です。若者が地域づくりに関わっていくことは、地域への定住や担い手の育成につながります。

7 森林機能を維持するための担い手育成

森林は、洪水、土砂流出や崩壊を防止するとともに、暮らしに欠かすことのできない水を供給する大変重要な役割を担っています。これらの森林の持つ多面的な機能を発揮させるために、間伐、植林や樹種の転換など、適切な施業による森林の管理は欠かすことができません。

一方、先の見えない木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、必要な森林の管理ができなくなることが危惧されるため、新たな担い手を確保する取組が求められます。

4 VOICEプロジェクト 【市民参画】

たくさんの市民の声を関市の将来の方向性や施策へとつなげるため、「VOICEプロジェクト」を展開しました。

①VOICEポータル

媒体：Facebook、Twitter

期間：平成28年6月～

内容：総合計画に関する情報発信



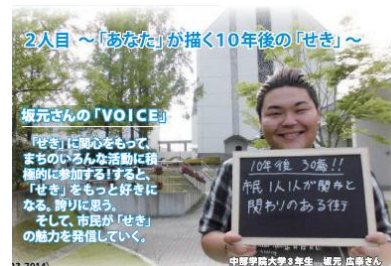
ロゴマーク

②VOICEリレー

媒体：市広報

期間：平成28年7月号～平成29年3月号

内容：あなたが描く10年後の関市についてのインタビュー
平成28年11月号までで16人



③VOICEツリー

媒体：掲示ボードへの自由添付

期間：平成28年7月～平成28年11月

内容：あなたが望む10年後のせきの姿
生涯学習センター等市内7か所、合計600件



④VOICEミーティング

●媒体：NPO等団体ヒアリング

期間：平成28年7月、8月

内容：関市におけるまちづくり活動について 7団体

●媒体：NPO等団体アンケート

期間：平成28年7月

内容：関市におけるまちづくり活動について 40/70団体

●媒体：企業アンケート

期間：平成28年8月

内容：関市における事業活動について 27/151事業者

⑤ VOICEフューチャー

媒体：中学2年生による作文

期間：平成28年8月～9月

内容：これからの関市をこんなまちにしたい

下有知、小金田、緑ヶ丘、板取川、武芸川、津保川中学校 208通

広報による紹介：平成29年4月号～平成30年2月号



未来を担う中学生の作文

第5次総合計画が目指す10年後、まさに関市を担うことになる中学2年生の皆さんに、「これからの関市をこんなまちにしたい」をテーマに作文を募集しました。応募者の中から、今回は板取川中学校3年生(応募当時は2年生)の長屋杏実さんの作文をご紹介します。

笑顔が多い町

板取川中学校 長屋 杏実

私は、関市をもっと有名にしたい。

そして、人がたくさん集まる明るい町になってほしいと願っている。

そのために関市だけの特別な政策を行うと良いのではないかと思います。例えば、高校に行くための費用を市が免除するシステムをつくる。私の住む板取では、交通の便が悪く、高校に入るために岐阜市などに下宿する人も多い。お金を助成してもらえれば選択肢が増え、高校に行きやすくなり関市に住みながら活躍できる人が増えると思う。そうなると、若い人が増え、活性化につながると思う。若い人が増えるということは、高齢化が進んでいる地域にとって良いことだ。

関市を有名にするために、私は関市の行事に積極的に参加し、一生懸命行いたい。その中で良さを知り、多くの人に広めたい。そして、「日本で一番笑顔が多い町」にしたい。

照会先 企画政策課 (☎ 23-7014)



⑥ VOICE工房

●媒体：市民ワークショップ

期間：平成28年9月～12月

内容：(1回目) 関市の強み弱み
(2回目) まちの課題整理
(3・4回目) 課題解決のための提案
全4回、参加者26人

●媒体：高校生ワークショップ

期間：平成28年10月30日

内容：住みよいまちってどんなまち？
参加者14人

●媒体：大学生ワークショップ

期間：平成28年11月8日

内容：若い世代に関市に住んでもらうためには？
参加者11人



高校生ワークショップ



市民ワークショップ

⑦VOICEリサーチ

媒体：市民アンケート

期間：平成 28 年 11 月

内容：関市のまちづくりの現状と今後の方策について

18 歳以上の市民 1,400/3,000 人（回収率：46.7%）

⑧VOICEキャラバン

媒体：子育て世帯、高校生、大学生、現役世代（銀行員等）、老人会など

全 17 回、342 人

期間：平成 29 年 5 月末～8 月末 全 17 回

内容：市長による基本構想案の説明

参加者との意見交換

大学生とのワークショップ



⑨VOICE FES.

開催日：平成 30 年 3 月 21 日

内 容：高校生マニフェスト大会、地域の自慢大会、SIMせき体験会、ワークショップなど



高校生マニフェスト大会 関商工カンパニー



トークセッション【グラフィックファシリテーション】

5 総合計画を策定するための庁内推進体制【行政】

①第5次総合計画策定本部

本部長（副市長）、副本部長（教育長）、部長、参事により構成し、基本構想・基本計画（素案）の調整、修正を行い、審議会に付議しました。また、重点プロジェクト（SEKIismプロジェクト）及び政策の協議を行いました。

②各部門

各部ごとに重点事業の検討、将来にわたる政策の検討を行いました。また、VOICEプロジェクトや職員PTからの提案事項の実現について検討しました。

③職員PT

部長級、課長級及び若手職員で構成し、将来を見据えた施策の提案や課題を解決するための具体的な取組について検討しました。



6 策定の経過

平成 28 年 (2016 年)

日時	内容
5 月 17 日	VOICE リレー始動 ～あなたが描く 10 年後の関市～ 市民インタビュー
6 月 17 日	VOICE ポータル始動 ～Facebook、twitter 運用開始～ 情報発信
6 月 30 日	策定本部会議 (策定本部の設置、策定方針の決定)
7 月 5 日	VOICE フューチャー始動 ～これからの関市をこんなまちにしたい～ 中学 2 年生による作文
7 月 20 日	VOICE ツリー始動 ～あなたが望む 10 年後の関市の姿～ 市内 6 地域にメッセージボード設置 VOICE ミーティング始動 【団体ヒアリング】 ～関市におけるまちづくり活動について～ NPO 等団体ヒアリング
7 月 22 日	平成 28 年度 第 1 回総合計画審議会 (第 5 次総合計画諮問、策定方針の決定)
7 月 28 日	VOICE ミーティング 【団体アンケート】 ～関市におけるまちづくり活動について～ NPO 団体等アンケート調査
8 月 1 日	VOICE ミーティング 【市内事業者アンケート】 ～関市における事業活動について～ 市内事業者アンケート調査
8 月 9 日	策定本部会議 (策定スケジュール)
9 月 2 日	議会 【全員協議会】 (策定方針の説明)
9 月 10 日	VOICE 工房始動 【市民ワークショップ】 ～まちの課題解決のための提案～ 市民ワークショップ
10 月 30 日	VOICE 工房 【高校生ワークショップ】 ～住みよい「まち」ってどんな「まち」？～ 市内高校生によるワークショップ
11 月 2 日	VOICE リサーチ始動 【市民アンケート】 ～関市のまちづくりの現状と今後の方策について～ 18 歳以上の市民アンケート調査 策定本部会議 【合同部会】 (基本政策の検討)
11 月 8 日	VOICE 工房 【大学生ワークショップ】 ～若い世代に関市に住んでもらうためには？～ 市内大学生によるワークショップ
12 月 21 日	平成 28 年度 第 2 回総合計画審議会 (VOICE プロジェクト報告、本市の現状と課題の整理、将来都市像の検討)

平成 29 年 (2017 年)

日時	内容
1 月 4 日	策定本部会議 (基本構想案の検討)
1 月 12 日	策定本部会議 【部門別会議】 12 日 教育部門、13 日 経済部門、16 日 水道・市民環境部門 23 日 建設部門、24 日 福祉・市長公室・総務・企画部門
2 月 16 日	策定本部会議 (将来都市像の決定、基本構想案に対する意見交換)
3 月 21 日	平成 28 年度 第 3 回総合計画審議会 (将来都市像の検討、目標人口の設定、基本政策の検討)
4 月 13 日	基本構想案の職員パブリックコメントの実施
4 月 26 日	平成 29 年度 第 1 回総合計画審議会 (基本構想修正事項の報告、基本構想答申案の検討、第 4 次総合計画の現況報告)
5 月 15 日	総合計画審議会基本構想答申 (総合計画審議会から基本構想の答申)
5 月 18 日	策定本部会議 (基本構想案修正事項の報告、総合計画審議会基本構想答申内容の説明)
5 月 29 日	議会 【全員協議会】 (基本構想中間報告)
5 月 31 日	VOICE キャラバン始動 【市長による基本構想案説明及び意見交換】 子育て世代、高校生、大学生、現役世代、老人クラブなど
6 月 1 日	基本構想案の市民パブリックコメントの実施
6 月 19 日	策定本部会議 【部門別ヒアリング】 (施策の検討、成果指標の設定)
9 月 4 日	策定本部会議 (職員 P T による人口増加策の報告)
9 月 26 日	議会 【第 5 次総合計画基本構想審査特別委員会】 (基本構想案の審議)
9 月 29 日	議会 【第 3 回定例会】 (基本構想の議決)
10 月 11 日	策定本部会議 【合同部会】 (基本計画案の検討)
11 月 7 日	策定本部会議 (基本計画案修正事項の検討)
11 月 10 日	平成 29 年度 第 2 回総合計画審議会 (基本構想議決の報告、基本計画の検討)
11 月 24 日	議会 【全員協議会】 (基本計画案中間報告)
12 月 21 日	平成 29 年度 第 3 回総合計画審議会 (基本計画修正案の検討、基本計画答申案の検討)

平成 30 年 (2018 年)

日時	内容
1 月 19 日	総合計画審議会基本計画答申 (総合計画審議会から基本計画の答申) 基本計画案の職員パブリックコメントの実施
1 月 25 日	議会【全員協議会】 (基本計画案最終報告)
2 月 1 日	策定本部会議 (基本計画修正案の検討、総合計画審議会基本計画答申内容の説明)
2 月 9 日	基本計画案の市民パブリックコメントの実施
3 月 21 日	VOICE FES. 開催 【まちづくりに関するイベントの開催】 ～第 5 次総合計画及びまちづくり活動を紹介するイベント～

7 本計画における用語の説明

【数字】

2025年問題

団塊の世代が2025年頃までに75歳以上になるために、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される問題のこと。

6次産業化

農業や林業などの第一次産業が、食品加工（第二次産業）・流通販売（第三次産業）にも業務展開する取組のこと。

【アルファベット】

DMO

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

DV

「ドメスティック・バイオレンス」の略称であり、「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」のこと。

ICT

「Information and Communication Technology」の略称であり、情報通信技術のこと。IT（Information Technology=情報技術）に加えて、近年は、情報や知識を通信により共有・伝達するコミュニケーションが重視される傾向にあることから、ICTという用語が一般的となっている。

LGBT

L＝レズビアン「女性同性愛者」、G＝ゲイ「男性同性愛者」、B＝バイセクシュアル「両性愛者」、T＝トランスジェンダー「生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人」のこと。

PDCAサイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の4つの段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。

SNS

「social networking service」の略称であり、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。

U・I・Jターン

以下の3つの人口還流現象の総称のこと。

Uターン現象＝地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。

Iターン現象＝地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

Jターン現象＝地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

【あ行】

アウトリーチ

劇場・音楽堂などの芸術鑑賞施設から外へ出た芸術鑑賞活動のこと。アーティストを学校や福祉施設などへ派遣し、体験する機会を広く提供することを狙いとしている。

空家バンク

市内への移住定住の促進と地域の活性化を図ることを目的に、空家の売却や賃貸情報を提供し、空家の所有者と利用希望者とのマッチングを図る取組のこと。

アセットマネジメント

インフラの資産を適正に評価し、将来にわたって安全かつ快適に維持し有効活用することで、適切な公共サービスを提供するマネジメントシステムのこと。

インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリア

に関連した就業体験を行うこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。

オープンデータ

インターネットなどを通じてだれでも自由に入手し、利用や再配布できるデータの総称のこと。

【か行】

買い物難民

高齢化、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退などにより、食料品・日用品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人のこと。

学習指導要領

学校教育法などにに基づき、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるように定められた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。小学校、中学校、高等学校など学校段階ごとに、それぞれの教科の目標や大まかな教育内容が定められている。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある状態のこと。

学生隊

通常の火災・災害などには出動せず、消防団のPR活動を主に行う市内大学生により構成した消防団員のこと。

本市では2017年度から中部学院大学の学生が参加している。

企業内保育所

産後の母親の早期職場復帰や育児と仕事の両立のため、企業が事業所内や事業所の近辺に用意した従業員向けの託児施設のこと。

企業別女性消防団

火災の予防啓発、大規模災害時における後方支援、事業所における一般消防団員の募集活動を目的として、市内の事業所で働く女性により構成した消防団員のこと。通称名は「T-SELF」。

行財政改革

行政組織の効率化や経費の削減、行政サービスの質を向上させることを目的に行われる組織や機能を改革する取組のこと。

クラウドファンディング

プロジェクトのための資金を個人や団体がソーシャルメディアをはじめ、インターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のこと。

ゲートキーパー

自殺対策として、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤立・孤独」を防ぎ、支援することを目的に活動する人のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、活動的に暮らすことのできる期間のこと。

広域道路ネットワーク

高速道路などの高規格道路や国道・県道などの、本市と他都市を結ぶ道路網のこと。

公害

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の生活環境や健康に及ぶ害のこと。

合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性のそれぞれの出生率を足し合わせることで、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を求めたものこと。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている

るとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

交流人口

通勤、通学、買い物、観光などにより、市外から本市に訪れる人のこと。

コミュニティ活動

自治会など、同じ地域に住む人と人がつながりあって一緒に活動すること。

コミュニティ・スクール

学校と保護者、地域の人がともに知恵を出し合い学校運営を考えることで、協働により子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取組のこと。

コミュニティプラント

複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を併せて浄化する小規模な処理施設のこと。

【さ行】

災害支援団員

消防団員の減少やサラリーマン化が進む中、平日昼間の消防力を補うために一度退団した消防職員、消防団OBなどが再入団し、災害動員に限り活動する消防団員のこと。

しあわせ循環ポイントシステム

市が指定するボランティア活動や健康増進・介護予防などの活動に参加した人にポイントを付与し、「行政サービス」や「商店・企業ポイント」とともに複合的に利用することができる制度のこと。

シェアリングエコノミー

物、サービス、場所などを多くの人と共有や交換して利用する、社会的な仕組みのこと。

ジェネリック医薬品

先発医薬品の特許期間満了後に、同じ有効成分と製法によって製造され、安価に提供される後発医薬品のこと。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

自治基本条例

本市のまちづくり（自治）の基本的な考え方やルール、市民・議会・行政などの役割や責務、市民参画や協働の仕組みなどをまとめた条例のこと。

「協働によるまちづくり」と「市民自治」を推進するため、2014年12月に制定した。

シティプロモーション

本市の魅力を国内外に発信し、ブランド力を高めるための取組のこと。

市民活動センター

市民活動（ボランティア・NPO法人・自治会等の地域の活動など）を支援することを目的とした中間支援機関のこと。

市民協働

市民、市民活動団体、行政、企業などが、共通する課題の解決のために、対等な立場で、お互いの立場や特性を生かし、それぞれの資源や能力を持ち寄り、連携・協力する取組のこと。

社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

集落営農

集落を単位として、農業生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。

集落支援員

地域の目配り役として、集落を巡回し、各世帯の状況把握や集落の共同作業の手伝い、困りごとの相談など幅広い分野で支援を目的に設置される者のこと。

純移動率

将来の人口の移動を見込むための数値のこと。

過去のデータから生残率※を用いて期待人口を算出し、実績値と比較して差分がある場合に、その人口増減要因を移動であるとしたもの。

生残率※ 年齢を5歳ごとの区分に分け、その年齢の者が5年後にも生存している割合のこと。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る社会の実現のため、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物はできる限り資源として活用し、利用できないものについては適正に処分すること。

循環資源

廃棄物のうち再利用することができる物のこと。

障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を支援する機関のこと。

障害者差別解消法

正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

小規模保育

0から3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の小規模で行われる保育のこと。

小中一貫教育

小学校で行われている教育と中学校で行われる教育の課程を調整し、一貫性を持たせた教育のこと。

消滅可能性都市

「日本創成会議」により発表された、2040年までに人口減少が止まらず、存続が危ぶまれるとされた都市のこと。具体的には、2010年からの30年間で20～39歳の女性の人口が5割以上減少するとされた都市のこと。

情報アクセシビリティ

高齢者や障がい者が、情報通信機器、ソフトウェア及びサービスを支障なく利用できるようにする機能のこと。

人口置換水準

人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わる状態となる合計特殊出生率のこと。

水源かん養機能

森林の土壌が、雨水などを一旦貯留することで、河川に流れ込む水の量が調整され、洪水を未然に防ぐ機能や、雨水が森林土壌を通過する事で水質が浄化される機能のこと。

スケールメリット

同種のもものが多く集まることにより、単独で実施するよりも大きな効果を得られること。

生活困窮者自立支援制度

就職、住まい、家計など、様々な困難により生活に困窮している人に、相談や援助など包括的な支援を行う制度のこと。

生活困窮者

就職、住まい、家計など、様々な困難により生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

生活習慣病

糖尿病、脂質異常症、高血圧など食習慣、運動習慣、喫煙などの生活習慣が発症原因に関与していると考えられている疾患の総称のこと。

生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルにおいて多様性があるとされている。

清流長良川の鮎

長良川の清流と鮎は地域経済や歴史文化を深く結びついているものであり、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する世界に誇れる里川システムであると平成27年12月に世界農業遺産に登録されました。

世界農業遺産

社会や環境に適応しながら、何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、風景、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを、国連食糧農業機関（FAO）が認定したもののこと。

関市人口ビジョン

本市の人口の現状分析を行い、人口問題に関する認識の共有と、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。2016年に策定した。

セキュリティポリシー

組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針のこと。何をどのような手段で守るか（人的要因を含む。）などを定める際の基準になる。

ソーシャルビジネス

自然環境、貧困、高齢化社会、子育て支援などといった様々な社会的課題を市場としてとらえ、経済活動を通して問題解決に取り組む事業のこと。

【た行】

ダイバーシティ

「多様性」の意味で、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

団塊の世代

第二次世界大戦直後の数年間のベビーブーム時に生まれた世代のこと。人口構成において最も多い世代であるため、社会的影響が大きいとされている。

地域委員会

概ね小学校区単位で構成し、地域住民が主体となり、地域の特性を生かした地域づくりや地域課題の解決を行う組織のこと。

地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

地域型保育

利用定員が19人以下の小規模施設保育や「保育を必要とする子ども」の居宅での保育など、従来の施設型保育に加え、市町村の事情に応じて設置することができる保育のこと。

地域公共交通ネットワーク

鉄道、路線バスなどの地域間交通やコミュニティバス、地域内バス、タクシーなどの地域内交通を効率的、効果的につないだものこと。

地域子育て支援拠点機能

地域の子育て中の親子の交流や育児相談などを実施し、子育てに対する孤独感、負担感を解消するために地域で支える取組のこと。

地域包括ケアシステム

地域内で介護が必要な高齢者が可能な限り地域で過ごすために、地域において「住まい」「医

療」「介護」「予防」「生活支援」などを一体的に提供できるケア体制のこと。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、ケアマネージャーなど多様な職種によるチームアプローチにより、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護など、制度を横断した包括的な支援をすることを目的として設置された機関のこと。

地域防災力

住民一人ひとりが自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団などが行う防災活動や相互の連携協力によって確保される、地域の総合的な防災能力のこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域内において消費すること。

地方創生

地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正するため、地方経済を振興し、若者が地元で職を得て豊かに暮らすための取組のこと。

地方分権

国がもっている決定権や財源を地方に移し、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

着地型観光

観光客の受け入れ先が、地元ならではの観光商品を企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光形態のこと。出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながることを期待されている。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすこと。

中山間地域

本計画においては、板取・洞戸・武儀・上之保地域のこと。

定住人口

本市に居住する人口のこと。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減し、自然が吸収できる範囲内に収めることで、環境を保全しようとする社会のこと。

デマンドタクシー、デマンドバス

利用したい時に利用者が予約をすることが必要な運行形態によるタクシー、バスのこと。

電子黒板

描いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボードのこと。

同一労働同一賃金

同一の労働に対して賃金を差別してはならないとする原則のこと。

特定外来種

生態系、人の生命・身体、農林水産物等に被害を及ぼすおそれのある海外起源の外来生物のこと。

特定環境保全公共下水道

処理対象人口が概ね 1,000 人未満で、水質保全上特に必要な地区において施行される公共下水道のこと。

特定健診（特定健康診査）

40～74 歳の健康保険被保険者を対象とした、生活習慣病の発症や重篤化を防ぐための健診のこと。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した時に、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあり、警戒避難体制を整備すべき区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、特に著しい危害を及ぼす恐れがある区域のこと。一定の開発行為の規制や居室を有する建築物の構造が規制される。

【な行】

西ウイング

本市北西部に位置する板取・洞戸地域のこと。

ニッチ分野

潜在的な需要がありながら、これまでも誰も手を付けずに隙間になっていたような分野のこと。

認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する施設のこと。

ネーミングライツ

施設などの名称に、企業名やブランド名をつけることができる権利のこと。

農業集落排水

農業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理する仕組みのこと。

【は行】

東ウイング

本市北東部に位置する武儀・上之保地域のこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期間、概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備などのこと。

ビッグデータ

単にデータ量を示すものでなく、様々な種類、

形式が含まれているデータのこと。

行政が持つ巨大なデータ群を解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得ることができ、新たな仕組みやサービスを生み出す可能性が高まると言われている。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

病児・病後児保育

病気などにより集団保育や登校が困難な乳幼児や児童を、病院内に併設した施設において預かる保育のこと。

ファシリテーター

会議やワークショップなどで、議題やテーマに沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、議事進行を務める人のこと。

普通交付税の合併算定替の特例期間

旧合併特例法による「市町村合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という規定に基づき、11年目から15年目にかけて段階的に配分額が減らされる期間のこと。合併後16年目には純粋に1つの自治体とし算定される。

ブラッシュアップ

現在あるものに手を加え、さらに良くすること。

ふるさと納税

地方公共団体に寄附をした場合、寄附金の一定額までが居住する地方公共団体の住民税と所得税から控除される制度のこと。

ブロードバンド

ネットワークにおける広帯域幅を表す言葉のこと。大容量のデータを高速に流すことができるADSLや光回線などのネットワークや、そこで提供されるサービスを指すこともある。

プロモーション活動

地域のイメージを高め、地域の売り込みや知名度の向上、市民の地域への愛着度を高めるための活動のこと。

ヘイトスピーチ

憎悪に基づく差別的な発言や言動のこと。

へき地医療拠点病院

山間地など医療の確保が困難である地域に対し、代診医等の派遣やへき地の医療従事者に対する研修等を行う病院のこと。

ポートフォリオ分析

アンケート調査などから得られた回答項目について、縦軸を重要度、横軸を満足度とした散布図を描いて、エリアごとに検討を行う分析のこと。回答結果をそれぞれ点数化し、その数値に回答者数を乗じて施策ごとの平均点を算出している。

【ま行】

マイサポーター制度

いじめや不登校の未然防止や早期発見につなげるため、児童・生徒が担任以外の教員を指名し、相談ができる制度のこと。

木質バイオマス

木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源のこと。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などそれぞれの段階のこと。

リーマンショック

米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破たんとその副次的な影響により、世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事のこと。

リニア中央新幹線

東京都から大阪市までを超伝導リニアによって結ぶ新たな新幹線のこと。品川～名古屋間は2027年の開業がめざされている。

ローリング方式

計画と現実のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法のこと。

【わ行】

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」のことで、仕事の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても活躍すること。

「我が事」「丸ごと」地域共生社会

生活困難な人の課題を地域住民が「他人事」ではなく「我が事」ととらえ、「縦割りの支援制度」ではなく、地域住民の支え合いと、公的サービスを含めた包括的な支援体制（丸ごと）で、地域共生社会の実現目指す取組のこと。